

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事故現場等の標識の統一等）</p> <p>第六百四十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならぬ。</p> <p>一 有機則第二十七条第二項本文（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場</p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）</p> <p>第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならぬ。</p> <p>一 有機溶剤等（有機則第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）又はエチルベンゼン等（特化則第二条第一項第三号の二のエチルベンゼン等をいう。以下同じ。）を入れてある容器</p>	<p>（事故現場等の標識の統一等）</p> <p>第六百四十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならぬ。</p> <p>一 有機則第二十七条第二項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場</p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）</p> <p>第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならぬ。</p> <p>一 有機溶剤等（有機則第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）を入れてある容器</p>

二 有機溶剤等又はエチルベンゼン等を入れてあつた空容器で有機溶剤又は令別表第三第二号3の3に掲げる物の蒸気が発散するおそれのあるもの

2 (略)

(局所排気装置についての措置)

第六百五十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に局所排気装置を使用させるとき(有機則第五条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人が局所排気装置を設けなければならない場合に限り、)は、当該局所排気装置の性能については、有機則第十六条(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。))又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

(全体換気装置についての措置)

第六百五十九条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に全体換気装置を使用させるとき(有機則第六条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条(特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限り、)であるときは、当該全体換気装置の性能については、有機則第十七条(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。))に規定する基準に適合するものとしなければならない。

別表第一(第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第十八号の作	特定化学物質及	特定化学物質作業主

二 有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるもの

2 (略)

(局所排気装置についての措置)

第六百五十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に局所排気装置を使用させるとき(有機則第五条若しくは第六条第二項又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人が局所排気装置を設けなければならない場合に限り、)は、当該局所排気装置の性能については、有機則第十六条又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

(全体換気装置についての措置)

第六百五十九条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に全体換気装置を使用させるとき(有機則第六条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限り、)であるときは、当該全体換気装置の性能については、有機則第十七条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

別表第一(第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第十八号の作	特定化学物質及	特定化学物質作業主

業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	任者
令第六条第十八号の作業のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（エチルベンゼン等関係）
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	(略)
インジウム化合物	○・一パーセント未満
エチルアミン	(略)
エチルエーテル	(略)
エチルベンゼン	○・一パーセント未満
エチレンイミン	(略)
(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)
コバルト又はその無機化合物	○・一パーセント未満
コールドタール	(略)
(略)	(略)
備考 (略)	(略)

業	び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	任者
(新規)	(新規)	(新規)
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	(略)
(新規)	(新規)
エチルアミン	(略)
エチルエーテル	(略)
(新規)	(新規)
エチレンイミン	(略)
(略)	(略)
五酸化バナジウム	(略)
(新規)	(新規)
コールドタール	(略)
(略)	(略)
備考 (略)	(略)

別表第二の二（第三十四条の二関係）

備考 (略)	(略)	物	含有量（重量パーセント）
			〇・一パーセント未満
		物	含有量（重量パーセント）
		インジウム	(略)
		インジウム化合物	(略)

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類 一〇十二 (略)	事項	図面等	十三 有機則第五条又は第六条（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）
			十四〇十七 (略)
			十八 特定第二類物質又は特化則第二条第

別表第二の二（第三十四条の二関係）

備考 (略)	(略)	物	含有量（重量パーセント）
			(新規)
		物	含有量（重量パーセント）
		インジウム及びその化合物	(略)
		(新規)	(新規)

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類 一〇十二 (略)	事項	図面等	十三 有機則第五条又は第六条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）
			十四〇十七 (略)
			十八 特定第二類物質又は特化則第二条第

<p>一項第五号に掲げる管理第二類物質（以下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第二条の二、<u>第二号又は第四号に掲げる業務のみに係るものを除く。</u>）</p>	(略)	(略)
十九〜二十五 (略)	(略)	(略)

様式第4号の3（第34条の4関係）

備考

1～7 (略)

8 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新規化学物質省令」という。）第2条の規定に基づき、新規化学物質省令第1の届出書を提出した場合であつて、当該届出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。
ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

<p>一項第五号に掲げる管理第二類物質（以下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p>	(略)	(略)
十九〜二十五 (略)	(略)	(略)

様式第4号の3（第34条の4関係）

備考

1～7 (略)

(新設)

9 新規化学物質省令第3条又は第4条の規定に基づき、新規化

学物質省令様式第2、様式第4、様式第6又は様式第9のいずれかの申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

薬式録4号の4（薬式録の5、薬式録の8、薬式録の10関係）

備考

1～7（略）

8 労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく確認を受けたことがある新規化学物質について、当該確認の有効期間満了後引き続き当該新規化学物質について同条の規定に基づく確認を受けるため、同条の規定に基づく申請を行う場合には、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」の欄は、当該新規化学物質の化学式のみを記載すれば足りること。

また、この場合、「新規化学物質の物理化学的性状」の欄は、記入を要しないものとし、「参考事項」の欄に、同条の規定に基づく前回の確認を受けたときに通知された確認通知書の番号を記入すること。

9 一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行う

ときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合

（新設）

薬式録4号の4（薬式録の5、薬式録の8、薬式録の10関係）

備考

1～7（略）

8 労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく確認を受けたことがある新規化学物質について、当該確認の有効期間満了後引き続き当該新規化学物質について同条の規定に基づく確認を受けるため、同条の規定に基づく申請を行う場合には、「新規化学物質の構造式又は示性式」の欄は、当該新規化学物質の化学式のみを記載すれば足りること。

また、この場合、「新規化学物質の物理化学的性状」の欄は、記入を要しないものとし、「参考事項」の欄に、同条の規定に基づく前回の確認を受けたときに通知された確認通知書の番号を記入すること。

9 8の場合であつて、二以上の新規化学物質について申請を行

ときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式」、「確認を受けよう

は、その製法の概略) 1、「新規化学物質の物理化学的性状」
、「確認を受けようとする期間」 、「製造量又は輸入量」 、「
新規化学物質の用途」 、「新規化学物質を輸入しようとする場
合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名
」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

なお、8の場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化
学物質について申請を行うときには、別紙に記載すべき項目の
うち、「新規化学物質の物理化学的性状」は記載を要しないこ
と。

10 (略)

11 新規化学物質省令第4条の規定に基づき、新規化学物質省令
様式第9の申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写し
を添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又
は示性式(いづれも不明の場合は、その製法の概略)」 、「新
規化学物質の物理化学的性状」 、「新規化学物質の用途」及び
「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規
化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しない
こと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要
すること。

12 11の方法による申請を行う場合であつて、一の事業場に関し
二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規
化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規
化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取
り扱う労働者数」 、「新規化学物質の名称」 、「確認を受けよ
うとする期間」 、「製造量又は輸入量」及び「参考事項」を記
載して添付すれば足りること。

とする期間」 、「製造量又は輸入量」 、「新規化学物質の用途
」 、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該
新規化学物質が製造される国名又は地域名」及び「参考事項」
を記載して添付すれば足りること。

10 (略)

(新設)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇三 （略）</p> <p>二の二 エチルベンゼン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物並びに別表第一第三号の三及び第三十七号に掲げる物をいう。</p> <p>四 オーラミン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物をいう。</p> <p>五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質、エチルベンゼン等及びオーラミン等以外の物をいう。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>一 エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機溶剤」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）以外のエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 オーラミン等 令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物をいう。</p> <p>五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質及びオーラミン等以外の物をいう。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>（新設）</p>

二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第十三号の

二に掲げる物（第三十八条の十二において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務

三 令別表第三第二号15に掲げる物又は別表第十五号に掲げる物（以下「酸化プロピレン等」という。）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

四（略）

第五条 事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻蒸作業を行う場合において令別表第三第二号5、15、17、20若しくは31の2に掲げる物又は別表第一第五号、第十五号、第十七号、第二十号若しくは第三十一号の二に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物又は別表第一第三十号に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

2（略）

（新設）

一 令別表第三第二号15に掲げる物及び別表第十五号に掲げる物（以下「酸化プロピレン等」という。）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

二（略）

第五条 事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻蒸作業を行う場合において令別表第三第二号17、20若しくは31の2に掲げる物又は別表第一第十七号、第二十号若しくは第三十一号の二に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物又は別表第一第三十号に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

2（略）

第六条の二 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該発散防止抑制措置が第二類物質を製造し、又は取り扱う業務（臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業を除く。以下同じ。）に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

二 (略)

2 (略)

(ぼろ等の処理)

第十二条の二 事業者は、特定化学物質（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十五條第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十三條並びに第四十四條において同じ。）により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

(立入禁止措置)

第二十四条 (略)

一 第一類物質又は第二類物質（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七條から第三十八條の二までにおいて同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）

二 (略)

(容器等)

第二十五条 (略)

第六条の二 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該発散防止抑制措置が第二類物質を製造し、又は取り扱う業務（臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業を除く。以下同じ。）に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

二 (略)

2 (略)

(ぼろ等の処理)

第十二条の二 事業者は、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

(立入禁止措置)

第二十四条 (略)

一 第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）

二 (略)

(容器等)

第二十五条 (略)

2
2
4 (略)

5 事業者は、エチルベンゼン等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 関係労働者以外の労働者とその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二 令別表第三第二号3の3に掲げる物又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤(第三十六条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。)の蒸気を屋外に排出する設備

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(エチルベンゼン塗装業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2 令第六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第二条第一項及び第三十条第一項の場合におけるこれらの項の業務(別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。)

(特定化学物質作業主任者の職務)

第二十八条 (略)

一 三 (略)

四 タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六條各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(定期自主検査を行うべき機械等)

2
2
4 (略)

(新設)

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2 令第六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

(新設)

(新設)

(特定化学物質作業主任者の職務)

第二十八条 (略)

一 三 (略)

(新設)

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュアップル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質（エチルベンゼン等を除く。）その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一〜五 （略）

（測定及びその記録）

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、12、13の2から15まで、19、19の2、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げ

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュアップル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一〜五 （略）

（測定及びその記録）

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、15、19、19の2、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の

る業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。）

（測定結果の評価）

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、13の2から15まで、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る測定等）

第三十六条の五 令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物（令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。）

二各号に掲げる業務とする。

（測定結果の評価）

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（新設）

第四十一条の二において「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11、12、13の2から15まで、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十三号の二から第十五号まで、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十九号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四 （略）

（インジウム化合物等に係る措置）

第三十八条の七 事業者は、令別表第三第二号3の2に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物（第三号において「インジウム化合物等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四 （略）

第三十八条の七 削除

- 二 厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第三十六条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- 三 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、インジウム化合物等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。
- 2 労働者は、事業者から前項第二号の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(エチルベンゼン等に係る措置)

第三十八条の八 事業者がエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、有機則第一条第一項第一号中「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）」とあるのは「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号の3に掲げる物又は令」と、同項第二号中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号の3に掲げる物を重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、同項第四号イ中「令別表第六の二」とあるのは「令別表第三第二号の3に掲げる物又は令別表第六の二」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同号ハ中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号の3に掲げる物を重量の

第三十八条の八 削除

「パーセントを超えて含有するものを含む。」と、第三十三条第一項中「有機ガス用防毒マスク」とあるのは「有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。）」と読み替えるものとする。

(エチレンオキシド等に係る措置)

第三十八条の十一 (略)

(コバルト等に係る措置)

第三十八条の十二 事業者は、コバルト等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならぬ。

(燻蒸作業に係る措置)

第三十八条の十四 (略)

一 燻蒸に伴う倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。

二 五 (略)

六 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所の扉、ハッチボード等を開放するときは、当該場所から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

七 倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業にあつては、次に定め

第三十八条の十一 削除

(エチレンオキシド等に係る措置)

第三十八条の十二 (略)

(燻蒸作業に係る措置)

第三十八条の十四 (略)

一 燻蒸に伴う倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。

二 五 (略)

六 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所のどびら、ハッチボード等を開放するときは、当該場所から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

七 倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業にあつては、次に定め

るところによること。

イ・ハ (略)

ニ 倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八 天幕燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ 燻蒸に用いる天幕は、臭化メチル等の漏えいを防止するため、網、ロープ等で確実に固定し、かつ、当該天幕の裾を土砂等で押さえること。

ロ・ニ (略)

九 (略)

十 はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ホ (略)

へ 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居室等に係る測定は、当該居室等の外から行うこと。

十一 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居室

るところによること。

イ・ハ (略)

ニ 倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所にとびら等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八 天幕燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ 燻蒸に用いる天幕は、臭化メチル等の漏えいを防止するため、網、ロープ等で確実に固定し、かつ、当該天幕の裾を土砂等で押さえること。

ロ・ニ (略)

九 (略)

十 はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ホ (略)

へ 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居室等に係る測定は、当該居室等の外から行うこと。

十一 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居室

一 (略)
倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸した場所若しくは当該場所

物		値
エチレンオキシド		二ミリグラム又は一立方センチメートル
酸化プロピレン		五ミリグラム又は二立方センチメートル
シアン化水素	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入せる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二 第七号二、第十号へ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

一 (略)
倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸した場所若しくは当該場所

物		値
(新規)		
シアン化水素	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

十二 第七号二、第十号へ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

に隣接する居室等又は燻蒸中の場所に隣接する居室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 4 (略)

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八條の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。）

(エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断)

第四十一条の二 エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る業務（第三

に隣接する居室等又は燻蒸中の場所に隣接する居室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 4 (略)

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

(新設)

十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項及び第四項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

(緊急診断)

第四十二条 (略)

2 前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者がエチルベンゼン等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

3 前項の規定は、第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務については適用しない。

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係)

一〇三 (略)

三の二 インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三の三 エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

四〇三三 (略)

十三の二 コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四〇三六 (略)

三十七 エチルベンゼン及び有機溶剤を含有する製剤その他の物

(緊急診断)

第四十二条 (略)

(新設)

(新設)

別表第一(第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係)

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

四〇三三 (略)

(新設)

十四〇三六 (略)

(新設)

。ただし、第三号の三に掲げる物並びにエチルベンゼン及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

別表第三（第三十九条関係）

(一)	(一)	(一)	六月	(一)	
(九)	インジウム化合物（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定 七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。）	
(十)	エチルベンゼン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又	六月		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他	

別表第三（第三十九条関係）

(一)	(一)	(一)	(一)	
(新設)				
(新設)				

<p>(九) インジウム化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う</p>	<p>(一) (八) (略)</p>	<p>別表第四(第三十九条関係)</p>	<p>(三) (四) (略)</p>	<p>(三) コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>(七) (七) (略)</p>	<p>は取り扱う業務</p>
<p>二 作業条件の調査 一 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)</p>			<p>二 皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しき、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、息苦しき、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>	<p>六月</p>	<p>五 覚症状又は自覚症状の有無の検査 尿中のマンデル酸の量の測定</p>

<p>(新設)</p>	<p>(一) (八) (略)</p>	<p>(六) (三) (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(九) (七) (略)</p>	
-------------	----------------------------	----------------------------	-------------	----------------------------	--

(三十一) (三十二) (略)	(三)	(十)	業務
	コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量のパーセントを超えて含む。）を製造し、又は取り扱う業務	エチルベンゼン（これをその重量のパーセントを超えて含む。）を製造し、又は取り扱う業務	
	一 作業条件の調査 二 尿中のコバルトの量の測定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査	（）、血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

別表第五（第三十九条関係）

- 一 インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 一の二 エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エ

(六十三) (六十九) (略)	(新設)	(九十七) (略)	(新設)
-----------------	------	-----------	------

別表第五（第三十九条関係）

- (新設)
- (新設)
- (新設)

チルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

一の三 (略)

二の五 (略)

五の二 コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。
ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六の十五 (略)

一の (略)

二の五 (略)
(新設)

六の十五 (略)

改 正 案	現 行
<p>別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。を)を行う屋内作業場</p> <p>五 (略)</p>	<p>別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第十号、第十一号、第十三号、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。を)を行う屋内作業場</p> <p>五 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務</p> <p>(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）<u>第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N―ジ</p>	<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務</p> <p>(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）<u>第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N―ジ</p>

(略) (2)

(略)

メチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼン（(1)に掲げる業務に限る。）を發散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は第三十三条第一項第二号から第七号まで（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第二條第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

(略) (2)

(略)

メチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素又はメタノールを發散する場所 次に掲げる業務

(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は第三十三条第一項第二号から第七号までに規定する業務（同令第二條第一項の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

改 正 案	現 行
<p>（ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え） 第四十三条（略）</p> <p>2 法第四十五条の規定により有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び高気圧作業安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、有機溶剤中毒予防規則第二十九条第二項（特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。）、鉛中毒予防規則第五十三条第一項、四アルキル鉛中毒予防規則第二十二条及び高気圧作業安全衛生規則第三十八条第一項の規定中「雇入れの際」とあるのは「雇入れの際（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始の際）」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、別表第三九の項及び別表第四九の項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等</p>	<p>（ボイラー及び圧力容器安全規則等を適用する場合の読替え） 第四十三条（略）</p> <p>2 法第四十五条の規定により有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び高気圧作業安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、有機溶剤中毒予防規則第二十九条第二項、鉛中毒予防規則第五十三条第一項、四アルキル鉛中毒予防規則第二十二条及び高気圧作業安全衛生規則第三十八条第一項の規定中「雇入れの際」とあるのは「雇入れの際（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始の際）」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第四十五条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第十六項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第三十九条第一項、電離放射線障害防止規則第五十六条第一項、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第</p>

係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項及び第二十五条の九中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始）」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）及びその使用する労働者（同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務を終了した後）」と、同令第二十七条第二項及び第二十八条第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務を終了するとき）」と読み替えるものとする。

一項及び第二十五条の九中「雇入れ」とあるのは「雇入れ（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始）」と、電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）及びその使用する労働者（同法第四十五条第三項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。）」と、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了した後）」と、同令第二十七条第二項及び第二十八条第二項中「離職するとき」とあるのは「離職するとき（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了するとき）」と読み替えるものとする。

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）</p>	<p>第二十一条（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存</p> <p>第二十八条第三項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録</p> <p>第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録</p> <p>第三十条（特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存</p>	<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）</p>	<p>第二十一条の規定による記録の保存</p> <p>第二十八条第三項の規定による記録</p> <p>第二十八条の二第二項の規定による記録</p> <p>第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存</p>
<p>特定化学物質障害予防規則</p>	<p>（略）</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）</p>	<p>（略）</p>

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

有機溶剤中毒予防規則		第二十一条(特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。) 第二十八条第三項(特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。) 第二十八条の二第二項(特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。) 第三十条(特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。) 第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存
有機溶剤中毒予防規則		第二十一条の規定による記録 第二十八条第三項の規定による記録 第二十八条の二第二項の規定による記録 第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(名称等の通知に関する経過措置)

第二条 第一条による改正後の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「新安衛則」という。)
第三十四条の二の物(第一条による改正前の労働安全衛生規則(以下「旧安衛則」という。)
第三十四条の二の物に該当するもの及び次条の物に該当するものを除く。)
)については、平成二十五年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)
第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

第三条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則第三十四条の二の物に該当するものを除く。)
)であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に提出されている旧安衛則に定める様式による申請書は、新安衛則に定める相当様式による申請書とみなす。
第五条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に

定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(計画の届出に関する経過措置)

第六条 新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第二条第三号の二に掲げる物（以下「エチルベンゼン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第三号の二に掲げる物（以下「インジウム化合物等」という。）又は令別表第三第二号13の2若しくは新特化則別表第一第十三号の二に掲げる物（以下「コバルト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。
(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第七条 インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

第八条 エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の八において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第五条及び第六条の規定は、適用しない。

(床等に関する経過措置)

第九条 インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十一条、第三十八条の七（第一号に係る部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。